

議案第 89 号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 25 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例  
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和 30 年 12 月目黒区条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 190」を「100 分の 192.5」に改める。

別表 1 を次のように改める。

別表 1 (第 2 条関係)

職名	給料月額
区長	1, 104, 000 円
副区長	883, 000 円

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 32 年 3 月目黒区条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 187.5」を「100 分の 190」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

職名	議員報酬月額
議長	944, 000 円
副議長	825, 000 円

委員長	686,000円
副委員長	655,000円
議員	624,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「747,000円」を「773,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「635,000円」を「657,000円」に改め、同項第2号中「615,000円」を「637,000円」に改め、同条第2項第1号中「335,000円」を「345,000円」に改め、同項第2号中「315,000円」を「325,000円」に改め、同条第3項中「195,000円」を「201,000円」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分		報酬月額
教育委員会委員		237,000円
選挙管理委員会	委員長	296,000円
	委員	237,000円
	補充員	2,000円

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(説明) 特別職の給料及び報酬並びに期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。